

岡山市児童養護施設等事業継続支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響による原油価格及び物価の高騰により大きな影響を受けた市内の児童養護施設等において、予算の範囲内において事業継続支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、栄養バランスや量を保った給食の質の維持や施設の継続的な運営に資することを目的とし、支援金を交付するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、本条に定めるところとする。

- 1 対象施設等 各号に掲げる施設のうち、岡山市が所管する施設等をいう。
 - (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第41条に規定する児童養護施設（法第35条第3項及び第4項の規定により認可を受けたものに限る。）
 - (2) 法第37条に規定する乳児院（法第35条第3項及び第4項の規定により認可を受けたものに限る。）
 - (3) 法第43条の2に規定する児童心理治療施設（法第35条第3項及び第4項の規定により認可を受けたものに限る。）
 - (4) 法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業（法第34条の4第1項の規定により届出をしたものに限る。）を行う事業所
 - (5) 法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業（法第34条の4第1項の規定により届出をしたものに限る。）を行う事業所
 - (6) 法第6条の4に規定する里親（法第27条第1項第3号の規定により岡山市が児童を委託している里親に限る。）
- 2 月初在籍児童数 法第27条第1項第3号に規定する措置を受けた児童のうち各月初日に対象施設等に措置されている延べ児童数（他の自治体等より同様の支援金の交付を受けている児童を除く。）
- 3 暫定定員 平成11年4月30日厚生省発児第86号「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」第1の第2項で定める暫定定員をいう。

(食材費支援金)

第3条 岡山市は、対象施設等に対し、この要綱に定めるところにより、岡山市児童養護施設等事業継続支援金（食材費）（以下「食材費支援金」）を交付する。

- 2 食材費支援金の交付対象は、令和4年度において、延べ1人以上月初在籍児童が措置されている対象施設等とする。
- 3 食材費支援金の交付は、令和4年4月から9月分（以下前期分）、令和4年10月から令

和5年3月分（以下後期分）の2回に分けて交付する。

4 食材費支援金の交付は、1対象施設等につき各期間1回限りとする。

（光熱費支援金）

第4条 岡山市は、対象施設等に対し、この要綱に定めるところにより、岡山市児童養護施設等事業継続支援金（光熱費）（以下「光熱費支援金」）を交付する。

2 光熱費支援金の交付対象は、令和4年10月1日時点で1人以上児童が措置されている対象施設等とする。

3 光熱費支援金の交付は、1対象施設につき1回限りとする。

（支援金額）

第5条 各対象施設等への支援金額は以下のとおりとする。

第3条に規定する食材費支援金の金額

- (1) 第2条第1項第1号から第4号に規定する対象施設等への支援金額
算出式1又は算出式2により算出された額のうち、小さい金額
- (2) 第2条第1項第5号、同第6号に規定する対象施設等への支援金額
算出式2によって算出された金額

【算出式1】

単価1 = 令和3年度給食費 ÷ 令和3年度月初在籍児童数 × 6.6% (小数点以下四捨五入)

支援金額 = 単価1 × 令和4年度月初在籍児童数

※ただし、1,000円未満の端数は切り捨てとする。

※給食費は入所措置児童に係る給食費のみを対象（職員等は対象外）とする。

【算出式2】

単価2 = 1,210円 × 6.6% × 30.4 (小数点以下四捨五入)

支援金額 = 単価2 × 令和4年度月初在籍児童数

※ただし、1,000円未満の端数は切り捨てとする。

※令和4年度月初在籍児童数は、前期分は令和4年4月から同年9月まで、後期分は令和4年10月から令和5年3月までの月初在籍児童数をいう。

2 第4条に規定する光熱費支援金の金額

(1) 第2条第1項第1号から第4号に規定する対象施設等への支援金額

電気代 令和4年度暫定定員数（令和4年10月1日時点）×12月×1,000円

ガス代 令和4年度暫定定員数（令和4年10月1日時点）×12月×500円の合計額

※暫定定員の設定がない施設については暫定定員数を定員数に読み替えるものとする。

(2) 第2条第1項第5号, 同第6号に規定する対象施設等への支援金額

電気代 令和4年10月1日時点在籍児童数×12月×1,000円

ガス代 令和4年10月1日時点在籍児童数×12月×500円の合計額

(申請期限)

第6条 第3条に係る食材費支援金に係る申請期限は前期分については令和4年10月31日, 後期分については令和5年3月10日とする。

2 第4条に係る光熱費支援金に係る申請期限は令和4年10月31日とする。

(交付申請)

第7条 支援金の交付の申請をしようとする者は, この要綱に定める条項の適用を受けることについて同意をした上で, 第3条に係る食材費支援金については岡山市児童養護施設等事業継続支援金(食材費)交付申請書(様式第1号)を, 第3条に係る光熱費支援金については岡山市児童養護施設等事業継続支援金(光熱費)交付申請書(様式第2号)を第6条に定める申請期限までに市長に提出しなければならない。

2 第2条第1項第1号から第4号に規定する施設については, 前年度決算書等様式第1号に記載する前年度給食費を示す挙証資料(決算書等)を添付しなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は, 前条の規定により交付申請を受理したときは, 速やかに内容を確認のうえ, 交付を決定したときは, 支援金交付決定通知書(様式第3号)により, 交付を決定した対象施設等に通知するものとする。

(支援金の交付)

第9条 第8条の規定により支援金の交付を決定された対象施設等は, 決定された支援金の交付を受けようとするときは, 支援金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。市は, 支援金交付請求書の提出を受けた年度の3月31日までに支援金を交付する。

2 前項の規定による支援金交付請求書が提出されなかった場合, 又は市が支援金の交付処理を行った後, 申請者の責めに帰す事由により令和5年3月31日までに交付が完了しなかった場合は, 当該申請は取り下げられたものとみなす。

(交付決定の取り消し)

第10条 市長は, 対象施設等が偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたときは, 支援金の交付決定を取消することができる。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、当該対象施設等に対し、期限を定めてその返還を求めることができる。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市は、対象施設等から第6条に定める申請期限までに第7条第1項の申請が行われなかった場合、当該対象施設等が支援金の交付を受けることを辞退したとみなす。

2 申請書等に不備があり、市が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われなかったことその他対象施設等の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(支援金に係る帳簿等の保存年限)

第12条 対象施設等は、当支援金に係る収入を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿を支援金受領の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 支援金の交付を受ける権利は、譲渡、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(様式第1号)

岡山市児童養護施設等事業継続支援金（食材費）申請書

令和 年 月 日

岡山市長 大森雅夫 様

申請人

住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名
(施設名)

岡山市児童養護施設等事業継続支援金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

申請に当たっては、同要綱に定める条項の適用を受けることについて同意します。

| | | |
|-----------|------------------|--------|
| ① 事業実施期間 | | |
| ② 月初在籍児童数 | 施設等類型 | |
| | 4月： 人 | 5月： 人 |
| | 6月： 人 | 7月： 人 |
| | 8月： 人 | 9月： 人 |
| | 10月： 人 | 11月： 人 |
| | 12月： 人 | 1月： 人 |
| | 2月： 人 | 3月： 人 |
| | 対象児童数 | 人 |
| ③ 単価 | (令和3年度給食費) | 円 |
| | (令和3年度初日在籍児童数合計) | 人 |
| | 算出式1から算出される単価1 | 円 |
| | 算出式2から算出される単価2 | 円 |
| | 交付すべき単価 | 円 |
| ④ 支援金額 | | 円 |

(様式第2号)

岡山市児童養護施設等事業継続支援金（光熱費）申請書

令和 年 月 日

岡山市長 大森雅夫 様

申請人

住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名
(施設名)

岡山市児童養護施設等事業継続支援金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

申請に当たっては、同要綱に定める条項の適用を受けることについて同意します。

| | |
|----------|---------------------------------|
| ① 事業実施期間 | |
| ② 支援対象者数 | 施設等類型 |
| | 令和4年度暫定定員（令和4年10月1日時点） 人 (A) |
| | 令和4年10月1日時点月初在籍児童数 人 (B) |
| | 対象児童数 (A) or (B) ×12 人 (C) |
| ③ 補助単価 | 電気代高騰相当分 円/児童 (月) (D) |
| | ガス代高騰相当分 円/児童 (月) (E) |
| ④ 支援金額 | 円 (C) × ((D) + (E)) |

(様式第3号)

支援金交付決定通知書

岡山市指令こ福第 号

申請人 住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

令和4年 月 日付けで申請のあった支援金の交付については次のとおり決定したので岡山市児童養護施設等事業継続支援金交付要綱第8条の規定により通知します。

岡山市長 大森雅夫

| | |
|--------|---|
| 支援金の名称 | |
| 交付金額 | 円 |

(様式第4号)

支援金交付請求書

令和 年 月 日

岡山市長 大森 雅夫 様

住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名
(施設名)

岡山市児童養護施設等事業継続支援金交付要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

| | |
|-------------|---|
| 支援金の名称 | |
| 支援金の交付決定通知額 | 円 |
| 今回交付請求額 | 円 |